

貸 借 対 照 表

2025年9月30日 現在

株式会社IDクリエイト
(単位:円)

勘定科目	金額	金額 (前年同期)	勘定科目	金額	金額 (前年同期)
流動資産	675,858,967	784,117,977	負債	138,980,663	103,738,694
現金	239,571	310,515	流動負債	138,980,663	103,738,694
普通預金	149,427,670	301,715,627	買掛金	78,212,961	55,757,583
外貨普通預金	19,477,041	1,957,913	短期借入金	0	0
その他預金	0	0	未払金	16,503,334	13,035,824
(現預金計)	169,144,282	303,984,055	未払法人税等	10,830,800	9,694,000
			未払消費税等	8,033,800	1,760,200
受取手形	10,529,420	19,166,675	繰延税金負債	0	0
電子記録債権	22,359,601	43,661,200	未払費用	0	0
売掛金	164,922,850	137,938,008	未払外注費	12,656,619	10,874,471
製品	30,718,432	14,580,732	前受金	0	0
仕掛品	110,186,298	97,468,804	預り金	509,915	416,616
原材料	167,731,590	166,821,243	前受収益	0	0
前渡金	0	0	仮受金	33,234	0
立替金	0	0	仮受消費税	0	0
前払費用	260,753	494,369	賞与引当金	10,200,000	10,200,000
未収入金	5,741	2,891	役員賞与引当金	2,000,000	2,000,000
仮払金	0	0	1年内返済長期借入金	0	0
仮払消費税	0	0			
短期貸付金	0	0	固定負債	0	0
繰延税金資産	0	0	長期借入金	0	0
貸倒引当金(売)	0	0	繰延税金負債	0	0
			その他固定負債	0	0
固定資産	12,506,570	17,749,299			
有形固定資産	7,306,892	12,118,403	純資産	549,384,874	698,128,582
附属設備	1,238,203	1,750,704	株主資本	549,384,874	698,128,582
構築物	137,992	181,732	資本金	3,000,000	3,000,000
機械装置	1,011,283	1,860,875			
車輌運搬具	1,259,842	2,538,252	資本剰余金	180,687,100	180,687,100
工具器具備品	3,157,094	5,139,790	資本準備金	0	0
一括償却資産	502,478	647,050	その他資本剰余金	180,687,100	180,687,100
無形固定資産	233,334	0	利益剰余金	365,697,774	514,441,482
ソフトウェア	233,334	0	利益準備金	750,000	750,000
			繰越利益剰余金	364,947,774	513,691,482
投資その他資産	4,966,344	5,630,896	(当期利益)	(99,656,292)	(98,499,492)
投資有価証券	0	0			
敷金	2,728,568	2,728,568	自己株式	0	0
差入保証金	0	0			
長期前払費用	2,219,346	2,883,898	評価・換算差額等	0	0
リサイクル預託金	18,430	18,430	その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産	0	0			
貸倒引当金(投)	0	0	新株予約権	0	0
資産合計	688,365,537	801,867,276	負債純資産合計	688,365,537	801,867,276

(注記事項)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

② 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき 3 年間で均等償却しております。

③ 無形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

① 賞与引当金 … 役員・従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

収益は実現主義、費用は発生主義により収益費用対応原則に基づいて計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。